



研究テーマ

- 1 離婚時の財産分与
- 2 特別縁故者に対する財産分与
- 3 面会交流



足立 文美恵

あだち ふみえ
地域資源創成学部

教授

キーワード

離婚、離婚時の財産分与、
離婚後扶養、面会交流、離
婚後の親子関係

特許情報・
共同研究・
応用分野など

研究概要

家族に関する法を研究しています。「家族」のあり方に対する考え方は、大きく変容しつつあります。従前から考えられてきた「家族」の形からより、「個」の意思を重視する「家族」の形に変容しており、そのために現行の法律では救済できず、又は現行の法律があっても救済の対象にはならない問題が生じております。諸外国法や判例を中心に研究し、現行法では救済できない問題について、検討しております。

特に、離婚をめぐる夫婦の財産関係、離婚後に子を養育する権利のない親による子との面会交流など離婚に関する研究をしております。

1 離婚時の財産分与

離婚の効果との一つとして、夫婦の一方は他方に対して財産を分与するよう請求することができます(離婚時の財産分与、民法768条)。離婚時の財産分与の内容は、①夫婦が婚姻期間中に蓄積した財産の清算、②離婚後扶養、③慰謝料と考えられています。離婚時の財産分与は、その中心が①の清算とされていますが、婚姻期間が短く清算する財産が少ない場合や、婚姻期間中に財産があまり蓄積されなかった場合などに、①を補充するものとして、②の離婚後扶養を給付すべきか考慮されます。しかしながら、①の財産の清算を補充するものとしても、②の離婚後扶養は、経済的に自立できない配偶者に対して、他方配偶者が経済的に余裕のあるときに、他方配偶者から離婚後扶養が支払われることとなり、限定的です。いまだに女性の賃金は男性に比して低い状況にあるなど、離婚後の経済状況が衡平ではない夫婦が少なくないように思われます。離婚

2 特別縁故者に対する財産分与

3 面会交流

子のいる親が離婚した場合、離婚後は、父母のいずれかが親権者又は監護者となり、子を養育することになります。子を養育しない親であっても、離婚後、子と会い、交流を続ける権利が法律上認められています(面会交流、民法766条①)。子が養育されていない親と定期的に会うことは、子の利益にかなうとも考えられます。

しかしながら、親の紛争、子の連れ去りなど、必ずしも面会交流させるべきでない場合もあります。面会交流を制限させるべき場合とはどのような場合か、裁判例を中心に研究しています。また、諸外国法の面会交流の状況から面会交流の適切な方法なども検討したいと思っております。

ホームページ

技術相談に応じられる関連分野

メッセージ

問題に直面しても、声を出せる場所を知らない人。周りに迷惑をかけるからと心配し声を出せずにいる人、声を出しても変わらないからと声を出さない人、そもそも問題に直面していることを知らない人などがいるかと思えます。問題が顕在化していない状況において